

## 質 問 回 答

2024 年 1 月 23 日

「(案件名) ウクライナ国復旧・復興プロセスにおける民間連携促進に係る調査(ファスト・トラック制度適用案件)」

(公示日:2024 年 1 月 17 日/調達管理番号:23a00861)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P8「第2条 本業務の委託に関する背景・経緯」	本事業に関し、ウクライナ政府と R/D を締結していますでしょうか。R/D がある場合、閲覧は可能でしょうか。	調査業務ですので R/D は締結していません。
2	P12~16「第5条 本業務の内容」	採択1件あたり4.5人月の業務対象範囲は、(6)、(8)、(9)、(10)、(11)との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。他方、(10)については「4.見積書作成にかかる留意事項(4)定額計上について4)経費積算・管理等のための事務に必要な「一般業務費(特殊傭人等)」の費用」(別紙3の(3)関連)を充当して対応することも可能です。
3	P12「(3) プレコンサルテーション支援」	「発注者は2024年1月より本事業募集にかかる企業への制度説明会・事前コンサルテーションを開始する。」との記載がございますが、公募の時期、採択時期、ビジネス化支援の準備段階と本格段階のそれぞれの時期など、スケジュールの目安がありましたらご教示ください。	公募は3月末から4月上旬を想定しております。事前コンサルテーションは2月中旬から公募までの間、採択は6月頃を想定しております。ビジネス化支援のタイミングは提案事業の熟度が高いもから順次進めていく予定です。

4	P12「第5条 本業務の内容（8）インパクト発現に向けたロジックモデル検討」およびP24の表内No.5	P12（8）では、「インパクト発現に向けたロジックモデル検討」とされている一方、P24の表内No.5では、「（8）インパクト発現に向けたロジックモデル検討、 <u>インパクト KPI 設定への支援、データ収集</u> 」と記載されておりますが、KPI 設定への支援やデータ収集も対象との理解で宜しいでしょうか。	インパクト KPI 設定への支援、データ収集については対象外とし、P24から削除します。当該業務はニーズ確認調査の次の調査段階の企業を対象としているものですので、本業務では対象外となります。
5	P22「2. ビジネス化支援の企業活動支援のための調査経費及び管理方法」内、「（3）ビジネス化支援における支出対象費目」	採択企業が支出可能な経費は、現行の中小企業・SDGs ビジネス支援事業にて採択企業が支出可能な経費範囲と同様との理解で宜しいでしょうか。 また、具体的に以下3点についても確認させて頂けますと幸いです。 ・機材輸送が発生する場合は、機材輸送費も計上可能でしょうか。 ・採択企業の人件費は対象外との理解で宜しいでしょうか。 ・採択企業の海外渡航費は対象内との理解で宜しいでしょうか。	企業向け募集段階で具体的に提示予定ですが、中小企業・SDGs ビジネス支援事業（ニーズ確認調査）とは異なる部分もあります、ご質問いただいた経費については次のとおりを予定しています。 ・機材輸送が発生する場合は、機材輸送費も計上可能でしょうか。→可能です。 ・採択企業の人件費は対象外との理解で宜しいでしょうか。→ご理解のとおり、対象外です。 ・採択企業の海外渡航費は対象内との理解で宜しいでしょうか。→ご理解のとおり、対象内です。
6	P30「4. 見積書作成にかかる留意事項」内、「（4）定額計上について」	「1. 本事業の採択案件」の対象経費に、本邦招へい費が含まれておりますが、本邦招へいに係る支援については、現行の中小企業・SDGs ビジネス支援事業と同様、コ	中小企業・SDGs ビジネス支援事業とは異なり、本邦招へいに係る業務（受入業務、監理業務及

		ンサルタンの業務スコープ外との理解で宜しいでしょうか。	び実施業務)についてもコンサルタンの支援業務スコープ内となります。当該業務については4.5人月の中で採択企業の支援をお願いいたします。 必要経費(招へい者の旅費、諸謝金、実施諸費、同行者等旅費、再委託費等)については支援経費1000万円の中から支出ください。
7	P26 「(3) 現地再委託」	第5条(2) ビジネス進出に必要な市場や制度等の情報収集・分析、第5条(6)「ビジネス化支援」での各種業務について再委託が認められるとのことですが、再委託を想定する場合、再委託費については、採択案件に対する経費上限1000万円とは別途計上するとの理解で正しいでしょうか。その場合、金額はコンサルタントで見積もって差支えないでしょうか。若しくは定額計上等目安となる金額はありますか。	「第5条(6) ビジネス化支援2) ビジネス化支援(本格段階)」の各採択企業に対する支援項目(なお採択企業の分析・協議の上、対象支援は決定)は再委託可能ですが、原則1000万円から支出するものとします。他方、「第5条(2) ビジネス進出に必要な市場等の情報収集・分析」において別途再委託が必要・効率的と考えられるものは、上限金額内で再委託費として計上することが可能です。なお、目安となる金額はありません。
8	P10「本事業 では多様なサブセクター、ビジネスモデルが提案され、採択されることが見込まれる。」	サブセクターについては、昨年11月の JICA 主催セミナーでの項目(農業他)を指すか。最大10採択ですべて異なるか	11月のセミナーで紹介させていただいたセクターは、サブセクターの有力な候補となりうると

			考えていますが、それに限りません。10 採択の内訳を定めておらず、事業の方針に対する提案・助言がある場合には、プロポーザルにてご提案をお願いします。
9	P11 JICA 関係者(邦人)のウクライナ入国が可能と判断した場合には、渡航時の最新の JICA 安全対策措置に従い、安全対策に万全を期した上で、ウクライナ国内で活動を実施する。ウクライナへの渡航が可能となった際の 調査 方法・場所変更にあたっては、受注者と JICA の間で協議し必要な人月・経費を改めて計上する。	入国可能の判断は外務省の渡航安全情報(危険度1~4)を指すか、あるいは JICA 独自か また、渡航可能となったときの人月、経費は改めて計上とあるが、現在の仕様上の人月から人月が増となるということか(逆に結果的に渡航がなかった場合でも現在の仕様から人月が減らされる懸念は不要か)	原則外務省の渡航安全情報に基づき判断します。 人月についてはご理解のとおりです。(渡航がなかった場合も現在の仕様から減らすことはありません。)
10	P11 発注者による対象事業の採択後、受注者は、提案が採択された民間企業(採択企業)との間でビジネス化に向けた調査・実証方法に関する打合せを発注者とともに行いながら、採択企業への支援を通じて、発注者による事業遂行を促進する。そして、発注者による支援方針	①採択企業の確定は、本件受託事業者が決定後という理解でよいか(いつ頃になるか) ②本件受託事業者の決定が採択企業の決定より先になった場合、本件受託事業者は(最大10の)企業の選定プロセスに関与することができるか、応募企業のリストを見ることができるか ③弊社のルール上、弊社グループの監査法人の監査クライアントが含まれた場合には、独立性の観点からコンサルティングができないおそれがある。監査クライアントが仮に選定された場合に対処策について別途協議いただくことは可能か。	① ご理解のとおりです。採択企業の確定は6月頃を想定しています。 ② 採択企業の選定は JICA が行います。本件受託事業者には事前コンサルテーションでの関与を想定しています。 ③ 対応策を提案に含めて下さい。

11	P24 戦時のウクライナの特殊性に鑑みた ビジネス化支援に係る具体的なアプ ローチ。	趣旨が分かりづらく、一例でもいいので上げていただく、ある いは補足説明いただけるとありがたい	ウクライナへの現地渡航が難し い状況の中で、如何にビジネス パートナーを見つけるか、現地 のニーズや関連する法規制を把 握し、それらと整合するビジネ ス化を支援するか、等遠隔での ビジネス化支援アプローチに関 するご提案をお願いします。
12	P24 (現地再委託や現地傭人がいる場 合)現地で想定される危険に対し、 本業務受注企業が必要と考える安 全対策の手段	現地再委託先、傭人を弊社グループ企業(拠点がウクライ ナ)が担う場合、当該拠点がすでに講じている安全対策につ いて説明することよいか	講じている安全対策が十分であ れば、そのようなご説明で問題 ないと考えます。
13	p.21 別紙 3 1. ビジネス化支援に係る業務量及 び積算 (1)単位業務量	既往の支援スキームである「中小企業・SDGs ビジネス支 援事業」では、対象国にアジア諸国を多く含んでおりました が、本調査では基本的に欧州地域への渡航が必要になるか と存じます。渡航日数(移動日)がより多くかかることを踏まえ ると、既往案件に比して1社あたりの想定人月がより多く必 要になると考えられるため、想定人月の増加をご検討いただ けないでしょうか。	移動日がより多く必要とはなり ますが、対象国・地域が限定さ れること、現地業務日数の制約 等もあるため、提示の人月の範 囲内をお願いします。
14	p.21~22 別紙 3 2. ビジネス化支援の企業活動支援 のための調査経費及び管理方法 (1)単位支援経費	2022, 2023 年度の既往の支援スキームである「中小企業・ SDGs ビジネス支援事業」の経験を踏まえると、支援する企 業や案件のニーズによって、コンサルタントの役割や投入 が大きく異なります。採択企業1件当たりの人月(コンサル 工数)や1000万円の経費予算、渡航予算等は、案件間で 流用できることを認めていただけないでしょうか。	コンサルタントの人月について は、採択企業支援の品質に影響 がなければ案件間での流用を可 とします。 1000万円の予算については経費 管理の観点や公平性の観点から も社を超えた流用は想定してい

			ませんが、個別具体のケースにおける社を越えた流用は JICA と相談の上、決めるものとします。
15	p.22 別紙 3 2. ビジネス化支援の企業活動支援のための調査経費及び管理方法 (1)単位支援経費	個別の採択企業によっては 6 回の渡航が必要ではないと判断される場合には、渡航費想定分の経費を柔軟に別の調査費用（例えば、現地傭人費等）に流用することは問題ないでしょうか。	渡航費については総額の範囲内で社を超えた流用を可とします。 他の費目への流用については、契約変更に準じた扱いとなりますので、流用先の費用増加の必要性等について確認したうえで、妥当性が認められる場合は打合簿で流用を承認します。個社支援経費への流用は経費管理の観点や公平性の観点からも社を超えた流用は想定していませんが、個別具体のケースにおいては JICA と相談の上、決めるものとします。
16	p.22 別紙 3 2. ビジネス化支援の企業活動支援のための調査経費及び管理方法 (3)ビジネス化支援における支出対象費目	「企業活動支援」として「(ウ)国内業務費(招へい費)」の記載がございます。他方、既往の支援スキームである「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」において国内業務費は「ビジネス化実証事業」のみで適用となり、「ニーズ確認調査」には含まれていません。 本件が「ニーズ確認調査」に相当するものである場合は、既往案件と比較して追加の業務になると考えられますが、別途、招へいに関する追加的な予算が割り当てられるという理	今回「ニーズ確認調査」でありながら招へいも可としている意図は、ウクライナに出張が難しいため、反対にウクライナの関係者を日本に招き、協業の検討を進める可能性があると考えたためです。追加予算はありません。

		解で宜しいでしょうか？	
17	p.26 第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託	第5条(2)「ビジネス進出に必要な市場や制度等の情報収集・分析」および第5条(6)「ビジネス化支援」については再委託もしくは現地傭人の活用が想定されているものと存じます。 後者、第5条(6)「ビジネス化支援」につきましては、p.30の定額計上経費の「1「本事業の採択案件」」に含まれるものと理解いたしました。 前者第5条(2)「ビジネス進出に必要な市場や制度等の情報収集・分析」につきましては特段記載が無いようですが、どのように(どのような費目で)計上させていただければよろしいでしょうか。	通番号7. の回答に同じ。

以上